

浜田市税に関する文書の様式を定める規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和 8 年 4 月 1 日

浜田市長 三 浦 大 紀

浜田市規則第 26 号

浜田市税に関する文書の様式を定める規則の一部を改正する規則

浜田市税に関する文書の様式を定める規則(平成 17 年浜田市規則第 57 号)の一部を次のように改正する。

別表 1 通則の表 20 の項中「軽自動車税(種別割)納税証明書(継続検査用)」を「軽自動車税納税証明書(継続検査用)」に改める。

別表 2 賦課(4) 軽自動車税の表 66 の項中「軽自動車税(種別割)納税通知書(口座振替用)」を「軽自動車税納税通知書(口座振替用)」に改め、同表 67 の項中「軽自動車税(種別割)課税免除申請書」を「軽自動車税課税免除申請書」に改め、同表 69 の項中「軽自動車税(種別割)減免申請書」を「軽自動車税減免申請書」に改め、同表 70 の項中「軽自動車税(種別割)申告(報告)書兼標識交付申請書」を「軽自動車税申告(報告)書兼標識交付申請書」に改め、同表 73 の項中「軽自動車税(種別割)廃車申告書兼標識返納書」を「軽自動車税廃車申告書兼標識返納書」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。